

平成21年3月18日
都柔連発第 2098-2 号

加盟団体 殿

財団法人 東京都柔道連盟
会長 福田 二郎
(公印省略)

国際柔道連盟試合審判規定の一部改正のため下記を訂正願います

第15回 東京都女子柔道体重別選手権大会 要項

(兼、都道府県対抗第25回全日本女子柔道大会 東京都選考会)

6. 審判規定 (1) 国際柔道連盟試合審判規定による。
(2) 優勢勝の判定基準は、効果又は指導以上とする。但し、効果又は指導以上の差がない場合は延長戦(ゴールデンスコア)を行う。
(3) 試合時間は、4分間とする。



アンダーラインが訂正箇所です

6. 審判規定 (1) 国際柔道連盟試合審判規定による。
(2) 優勢勝の判定基準は、「有効」又は「指導2」以上とする。得点差がない場合は、延長戦(ゴールデンスコア)により勝敗を決する。
(3) 試合時間は、4分間とする。

追加箇所です

大会申し合わせ事項により、試合が続く場合はインターバルは4分間とする。

